

# 白馬村制度の検討について

2024/10/8

# 1.白馬村制度の検討

項目	長野県制度（案）	白馬村制度
①名称	観光振興税	○ <b>宿泊税検討部会にて検討</b>
目的	長野県が世界水準の山岳高原観光地となることを目指し、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てる	美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
主な使途	1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 長野県らしい観光コンテンツの充実</li> <li>② 観光客の受入環境整備</li> <li>③ 観光振興体制の充実</li> </ul> 2. 市町村への交付金 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般交付金（自由度の高い交付金）</li> <li>② 重点交付金（県が定める重点施策に活用可能な交付金）</li> </ul> 3. 徴税経費・広報経費等 <p>●現時点で想定される単年の事業規模は50億円程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 観光客の利便性・満足度向上に資する事業（観光客の満足度の最大化）</li> <li>② 観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業（観光による負の影響の最小化）</li> <li>③ 税等の徴収・運用の仕組みづくり</li> <li>④ 課題抽出、事業の評価指標の設定や効果検証に必要な調査・計画事業</li> <li>⑤ 観光リスクマネジメント</li> </ul> <p>●現段階で想定している具体的な事業の例はスライド5のとおり、事業規模は3億円程度</p>
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所</li> <li>・ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）</li> </ul>	長野県に準じる
徴収方法	特別徴収の方法	長野県に準じる
特別徴収義務者	宿泊施設等の経営者その他徴収に便宜を有する者	長野県に準じる
②税率	○定額制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人1泊につき300円</li> </ul>	○ <b>宿泊税検討部会にて検討</b>
③租税調整	○独自課税を行う市町村における税率は、1人1泊につき150円とし、市町村の課税余地を設定	○ <b>宿泊税検討部会にて検討</b>
課税免除	○修学旅行その他学校行事に参加している者	長野県に準じる
免税点	○1人1泊3,000円未満の宿泊	長野県に準じる

## 2.白馬村における宿泊料金の分布

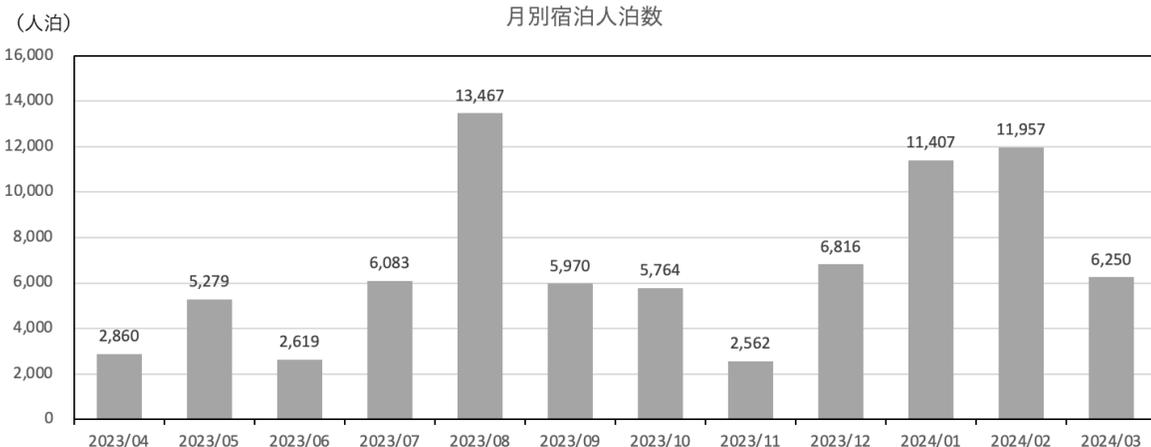
### 2.1.白馬村における宿泊料金の分布

- 宿泊料金は、5,000円未満の低価格帯から50,000円以上の高価格帯まで幅広く分布、ボリュームゾーンは7,000円以上15,000円未満の価格帯（GSは55.07%、WSは56.01%）、10,000円前後の価格帯に集中していると思われる
- 宿泊料金が幅広く分布する白馬村では、宿泊税の相場からみて割高に感じてしまう低価格への配慮と、応能負担原則に則った高価格帯への対応が求められるほか、低い税額になるような調整が働かないようにすることも重要

### 2023年度の宿泊実績からみる宿泊料金の分布（楽天トラベル）

316軒  
登録宿泊施設数

3,626室  
登録客室数



(資料) 楽天トラベル宿泊データ (楽天グループ株式会社)

GS 2023年4月～2023年11月に宿泊のあった人泊数の割合

WS 2023年12月～2024年3月に宿泊のあった人泊数の割合

# 3. 独自課税の検討

## 3.1. 宿泊税を導入するねらいから考える

ねらい

- ① 独自の観光振興財源を継続的に確保すること
  - ② 税の賦課徴収を通じて精緻な統計データを継続的に取得すること
  - ③ 法令に基づく権限（営業実態の把握等）を得ること
- 村の裁量で活用できる財源は、独自課税を行う場合が行わない場合の1.5倍
- 自らの判断と責任において課税権を行使すること（独自課税）で実現

賦課徴収に係る業務負担  
と税収規模のバランス

## 3.2. 宿泊料金の分布から考える

- 独自課税を行うことで、村内における県の税率は1人1泊につき300円から150円に引下げ、これにより村の課税余地を確保
- 課税余地を活かした段階的定額制により、宿泊税の相場からみて割高に感じてしまう低価格への配慮と、応能負担原則に則った高価格帯への対応を同時に実現

図1 独自課税を行うことによる課税余地の確保

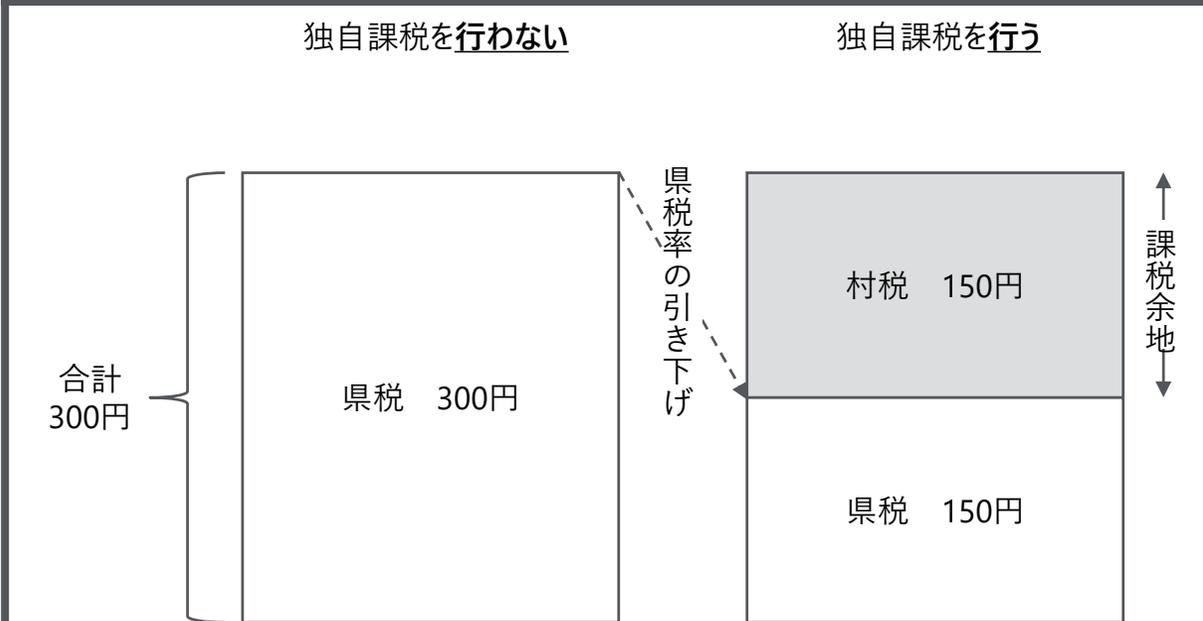
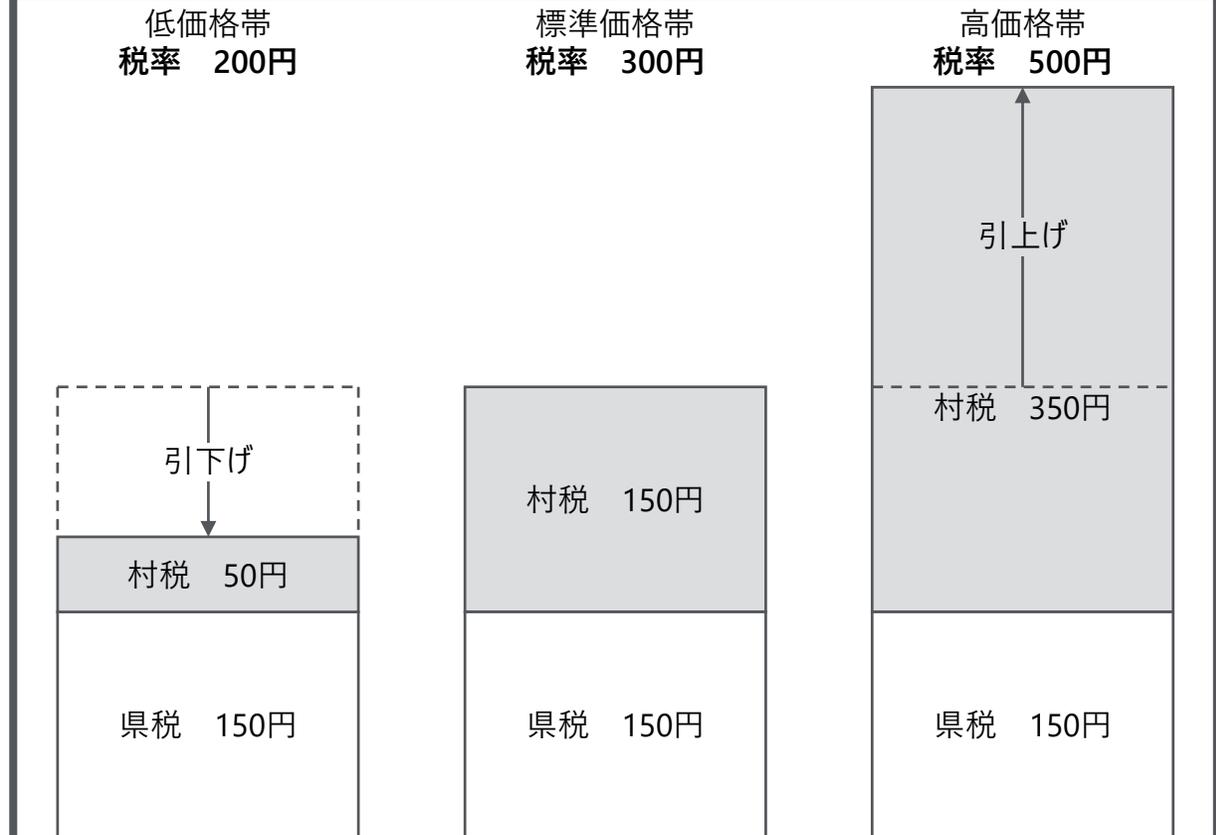


図2 課税余地を活かした段階的定額制の設定例



## 4.名称の検討

### 長野県



#### 長野県観光振興税（仮称）

- 将来的に宿泊業以外の観光事業者が徴収可能な制度設計が求められる
- 現時点では、観光関連の全業種を対象とするには時期尚早であり、宿泊行為に対する課税を先行
- 将来的な展開を可能にするため、名称は「観光振興税」

### 白馬村観光振興のための財源確保の在り方に関する報告書（平成31年）

#### 白馬のみらい観光税

- その用途に着目し、未来志向で観光への投資をしていくという趣旨を踏まえた名称
- ただし、観光客等から金銭的協力をいただくもの（宿泊行為に対する課税、登山協力金、ふるさと納税）、観光事業者が幅広く負担するもの（観光事業者の事業規模に応じた分担金）の総称

### 白馬村



#### 白馬村〇〇〇税

- 県税と村税の賦課徴収は合わせて行うことからある程度の統一感が必要
- 宿泊業以外の観光事業者も徴収可能な制度（名称）が求められる一方で、納税者の理解、特別徴収義務者の説明を考えたときに適切な名称は
- 目的と課税客体を表す名称として〇〇〇税

### 白馬のみらい観光・・・

#### 白馬のみらい観光基金（仮称）

- 観光振興宿泊税を含めた観光財源は、観光振興のためのみに使われなければならないことから、行政の一般財源とは明確に区分し、全額を基金化
- 未来志向で観光への投資をしていくための財源であり、それを基金化することから、基金の名称として用いることもありか

# 5. 宿泊税の目的、主な使途とその需要額

## 5.1. 目的 / 宿泊税の導入により解決したい課題・取組の方向性

<b>目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高める</li> <li>● 村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る</li> </ul>
-----------	---

<b>取組の方向性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域資源を保全・活用・継承するための環境と制度を整え、環境や経済面で地域への配慮や意識が高い旅行者に長期的に支持される観光地域づくり</li> <li>● 観光客の満足度の最大化を図りつつ、観光による負の影響を最小化することで、次世代に誇れる持続可能な観光地域を実現</li> </ul>
---------------	---

## 5.2. 主な使途とその需要額

使途の枠組み	具体的な事業	需要額
<b>【観光客の満足度の最大化】</b> ① 観光客（納税者）の利便性・満足度向上に資する事業	観光インフラの整備 ・ 二次交通（シャトルバス、デマンド交通、ライドシェア）の拡充と他サービスとの連携による白馬MaaSの実現   0.5億円 ・ 観光DXの促進（キャッシュレス、Web／アプリ情報・予約・決済システム、Wi-Fi整備、データ収集）   0.1億円 ・ 新たな観光コンテンツの整備支援、道路・上下水道等の整備   0.3億円 魅力あるまちづくり ・ 観光人材育成（コンシェルジュ設置、ホスピタリティ教育、DMO機能強化）   0.2億円 ・ 景観向上・修景整備（花の植栽、草刈、落書き対応、無電柱化）   0.05億円 ・ 誰にとっても（ユニバーサルデザイン）快適な滞在空間の創出（ベンチ整備、案内板整備、トイレ整備）   0.05億円	1.2億円
<b>【観光による負の影響の最小化】</b> ② 観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業	環境保全 ・ 観光により発生するゴミの削減や処分（ゴミ拾い活動、分別啓発、事業系ゴミ処理）   0.2億円 ・ 山林や河川、里山の自然環境整備（浚渫、植生回復、外来種除去、ナラ枯れ対策等森林環境保全）   0.2億円 ・ 観光に起因するCO2の削減（EV充電器設置、宿泊施設・観光施設断熱性能向上、脱プラスチック施策）   0.5億円	0.9億円
③ 税等の徴収・運用の仕組みづくり	宿泊税の導入・運用に係る経費 ・ 徴収に関する事務負担を軽減する施策（共通システム開発・導入、人材確保）、徴収に係る経費   0.25億円 ・ 宿泊税の周知啓発（HP整備、POP／案内制作・掲示・配付、勉強会・説明会の開催）   0.05億円	0.3億円
④ 中長期的な戦略／計画の設定	・ 各種調査（観光事業者や住民意識調査、モバイル空間統計、観光経済波及効果）、観光地経営計画の作成   0.1億円	0.1億円
⑤ 観光リスクマネジメント	安全・安心なリゾート形成 ・ 災害・疫病などの観光客向け対策（防災情報の多言語化、避難所整備、感染症対策）   0.1億円 ・ 観光客のマナー向上や滞在中の安全に関する事業（マナー条例・セーフティチップス周知、防犯カメラ設置、観光客向け救急・消防・医療体制の確保）   0.4億円	0.5億円

※ 条例施行と次期観光地経営計画のスタートは同タイミング、制度の見直し期間は条例施行後3年、この3年間における実施事業は財源を備えた実施計画として次期観光地経営計画に記載 **3.0億円**

# 6. 税率の検討

## 6.1. 宿泊料金の区分と税額の検討

宿泊料金の区分と税額の検討にあたっては、いくつかの税率案を税収の試算結果とともに宿泊税検討部会に提案、右のポイントから評価

評価の  
ポイント

- A. 税額の妥当性（先行自治体の例から違和感を抱くことはないか）
- B. 宿泊税の相場からみて割高に感じてしまう低価格帯への配慮
- C. 応能負担原則に則った高価格帯への対応
- D. 低い税額となるような調整が働くことはないか
- E. 需要額（3.0億円）に対する充足度

## 6.2. 税収の試算に用いる月別の宿泊数

（単位：泊）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
国内宿泊客	56,700	65,900	45,100	27,400	53,200	34,700	47,300	72,500	49,100	59,500	27,200	32,800	571,400
訪日外国人宿泊客	136,300	141,100	30,100	12,100	3,300	2,300	2,700	1,900	800	6,300	2,200	33,000	372,100
計	193,000	207,000	75,200	39,500	56,500	37,000	50,000	74,400	49,900	65,800	29,400	65,800	943,500

（算出方法）

・2019年モバイル空間統計データ（月別、国内・訪日外国人宿泊客数、平均滞在日数）をベースに、グリーンシーズン（5月～11月）については村観光統計データから算出した2019年比を乗じて算出、ウィンターシーズン（1月～4月、12月）についてはスキー場統計データ（HVPB、月別、国内・訪日外国人来場者数）から算出した2019年比を乗じて算出

### （参考） 税収の試算

<b>定額制</b> （一律）  <b>261,275</b> 千円	1人1泊につき300円  県税 130,638千円 村税 130,638千円	<b>段階的定額制</b> （二段階）  <b>302,608</b> 千円	20,000円未満 200円 20,000円以上 500円  県税 130,638千円 村税 171,970千円	<b>段階的定額制</b> （四段階）  <b>351,330</b> 千円	20,000円未満 200円 20,000円以上50,000円未満 500円 50,000円以上100,000円未満 1,000円 100,000円以上 2,000円  県税 130,638千円 村税 220,692千円
---	---	---	--	---	--